

件名	会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の制定について
提案理由等	会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるため、規則を制定するものである。

# 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の制定について

## 1 制定の趣旨

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木県条例第10号）の制定に伴い、会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるため、新たに規則を制定するものである。

## 2 制定の概要

### (1) パートタイム職員について（第2条～第10条）

- ① 報酬月額、報酬日額及び時間額：原則として、職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）に規定する行政職給料表1級に相当する給料月額を基礎として、それぞれ定められた通常の勤務時間に応じて教育委員会が定めるところにより算出した額を支給
- ② 期末手当：基準日に在職する職員（月額報酬者）のうち、任期が6月以上で週当たりの勤務時間が30時間以上の者に対して、栃木県公立学校職員給与条例（以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により算出した額を支給
- ③ その他の手当に相当する報酬：学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額を支給

### (2) フルタイム職員について（第11条～第24条）

- ① 給料月額：それぞれ定められた通常の勤務時間及び職務に応じて教育委員会が定める額を支給
- ② 期末手当：基準日に在職する職員のうち、任期が6月以上の者に対して、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額を支給
- ③ その他の手当：学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額等

### (3) 給与の減額、勤務一時間当たりの給与額の算出、支給方法等（第25条～第28条） 所要の規定を整備

## 3 施行期日 令和2（2020）年4月1日

#### 4 参考（会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の概要）

##### (1) 報酬及び給料

会計年度任用学校職員の報酬及び給料の額については、原則、行政職の大卒初任給（1級29号給）の額の範囲内で、職務内容及び勤務時間に応じた額とする。

※ 会計年度任用学校職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定により一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間（以下「週間勤務時間」という。）が常勤職員の週間勤務時間に比し短い時間であるもの（以下「パートタイム職員」という。）及びその週間勤務時間が常勤職員の週間勤務時間と同一の時間であるもの（以下「フルタイム職員」という。）をいう。

##### (2) 期末手当

会計年度任用学校職員（教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものを除く。）に期末手当を支給する。

##### (2) その他の手当及び費用弁償

フルタイム職員に、地域手当、通勤手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当を支給する。

パートタイム職員に、地域手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当及び休日給に相当する額を報酬として支給し、通勤等のために要する費用を弁償する。

○会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の制定

## 栃木県教育委員会規則第 号

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則を次のように定める。

令和二年三月 日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

### 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木県条例第十号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用学校職員の給与の額並びに給与及び費用弁償の支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(月額により定める報酬の額)

**第二条** 条例第三条第二項の教育委員会規則で定める額は、採用に係る第一号職員（条例第二条第二項に規定する第一号職員をいう。以下同じ。）の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれと同一又は類似の職務に従事する職員（職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号。以下「給与条例」という。）第五条第一項第一号に掲げる行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の適用を受ける職員でその職務の級が一級であるものをいう。）（以下「職務同一等職員」という。）に適用される行政職給料表に定める号給の給料月額に相当する額を基礎として、当該第一号職員の通常の勤務時間に応じて教育委員会が定める額とする。

(日額又は時間額により定める報酬の額等)

**第三条** 条例第三条第三項の教育委員会規則で定める額は、職務同一等職員に適用される行政職給料表に定める号給の給料月額に相当する額とする。

2 日額又は時間額により定める報酬の額は、同一又は類似の職務に従事する他の第一号職員との権衡を考慮して前項に規定する額を教育委員会が定める一月当たりの職員の勤務時間で除して得た額を基礎として、教育委員会が定めるところにより算出した額とする。

(地域手当に相当する報酬)

**第四条** 第一号職員に対する地域手当に相当する報酬の支給については、栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、地域手当に相当する報酬を支給する第一号職員は、報酬が月額により定められる第一号職員とするものとする。

(超過勤務手当に相当する報酬)

**第五条** 第一号職員に対する超過勤務手当に相当する報酬の支給については、再任用短時間勤務職員（学校職員給与条例第七条の二に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）の例による。ただし、勤務一時間につき支給する超過勤務手当に相当する報酬の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの報酬の額は、第二十六条の規定により算出した額とするものとする。

(宿日直手当に相当する報酬)

**第六条** 宿日直手当に相当する報酬は、第一号職員に対し、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例に準じて教育委員会がその勤務の内容に応じて定める額を支給する。

(夜勤手当に相当する報酬)

**第七条** 第一号職員に対する夜勤手当に相当する報酬の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。ただし、勤務一時間につき支給する夜勤手当に相当する報酬の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの報酬の額は、第二十六条の規定により算出した額とするものとする。

(休日給に相当する報酬)

**第八条** 第一号職員に対する休日給に相当する報酬の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。ただし、勤務一時間につき支給する休日給に相当する報酬の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの報酬の額は、第二十六条の規定により算出した額とするものとする。

(期末手当を支給しない第一号職員)

**第九条** 条例第四条第一項の教育委員会規則で定める第一号職員は、その者の任期が六月以上であり、かつ、一週間当たりの通常の勤務時間が三十時間以上である第一号職員（報酬が月額により定められるものに限る。）以外の第一号職員とする。

(第一号職員の期末手当の額)

**第十条** 第一号職員の期末手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、第一号職員の期末手当に係る在職期間（給与条例第二十条第二項に規定する在職期間をいう。第二十四条において同じ。）は、条例の適用を受ける第一号職員として在職した期間（教育委員会が定める期間に限る。）とするものとする。

(給料の額)

**第十一条** 条例第六条第一項の教育委員会規則で定める額は、採用に係る第二号職員（条例第二条第二項に規定する第二号職員をいう。以下同じ。）の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれと同一又は類似の職務に従事する職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が一級であるものをいう。）に適用される行政職給料表に定める号給の給料月額に相当する額を基礎として、当該第二号職員の通常の勤務時間に応じて教育委員会が定める額とする。

(地域手当)

**第十二条** 第二号職員に対する地域手当（次項において「地域手当」という。）の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 地域手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。

(通勤手当)

**第十三条** 第二号職員に対する通勤手当（以下この条において「通勤手当」という。）の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。ただし、通勤手当に係る支給単位期間（給与条例第十二条第七項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）は、一月とし、通勤手当の支給については、第二号職員として採用された日の属する月から開始するものとし、通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った場合にあつては、その事実の生じた日の属する月から支給額を改定するものとする。

2 通勤手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、運賃等相当額（給与条例第十二条第二項第一号に規定する自動車等をいう。）に係る通勤手当の額は、教育委員会が定めるところにより算出した額とするものとする。

(へき地手当)

**第十四条** 第二号職員に対するへき地手当（次項において「へき地手当」という。）の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 へき地手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。

(へき地手当に準ずる手当)

**第十五条** 第二号職員に対するへき地手当に準ずる手当（次項において「へき地手当に準ずる手当」という。）の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 へき地手当に準ずる手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。

(超過勤務手当)

**第十六条** 第二号職員に対する超過勤務手当（次項において「超過勤務手当」という。）の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 超過勤務手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、勤務一時間につき支給する超過勤務手当の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの給与額は、第二十六条の規定により算出した額とするものとする。

(宿日直手当)

**第十七条** 宿日直手当は、第二号職員に対し、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例に準じて教育委員会がその勤務の内容に応じた額を支給する。

(夜勤手当)

**第十八条** 第二号職員に対する夜勤手当（次項において「夜勤手当」という。）の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 夜勤手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、勤務一時間につき支給する夜勤手当の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの給与額は、第二十六条の規定により算出した額とするものとする。

(休日給)

**第十九条** 第二号職員に対する休日給（次項において「休日給」という。）の支給については、学校職員給与

条例の適用を受ける職員の場合による。

2 休日給の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の場合により算出した額とする。ただし、勤務一時間につき支給する休日給の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの給与額は、第二十六条の規定により算出した額とするものとする。

(義務教育等教員特別手当)

**第二十条** 第二号職員に対する義務教育等教員特別手当(次項において「義務教育等教員特別手当」という。)の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の場合による。

2 義務教育等教員特別手当の額は、学校職員給与条例第九条の六第一項の教育職員との権衡を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより算出した額とする。

(定時制通信教育手当)

**第二十一条** 第二号職員に対する定時制通信教育手当(次項において「定時制通信教育手当」という。)の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の場合による。

2 定時制通信教育手当の額は、栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十五年栃木県教育委員会規則第二十一号。次条において「へき地手当等支給規則」という。)(第五条第一号に掲げる額を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより算出した額とする。

(産業教育手当)

**第二十二条** 第二号職員に対する産業教育手当(次項において「産業教育手当」という。)(の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の場合による。

2 産業教育手当の額は、へき地手当等支給規則第八条第一項第一号に掲げる額を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより算出した額とする。

(期末手当を支給しない第二号職員)

**第二十三条** 条例第八条第一項の教育委員会規則で定める第二号職員は、その者の任期が六月以上である第二号職員以外の第二号職員とする。

(第二号職員の期末手当の額)

**第二十四条** 第二号職員の期末手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の場合により算出した額とする。ただし、第二号職員の期末手当に係る在職期間は、条例の適用を受ける第二号職員として在職した期間(教育委員会が定める期間に限る。)(とするものとする。

(給与の減額)

**第二十五条** 会計年度任用学校職員が勤務しないときは、学校職員給与条例の適用を受ける職員の場合により、その勤務しない一時間につき次条の規定の例により算出した勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務一時間当たりの給与額等の算出)

**第二十六条** 条例第三条第六項の規定により支給する超過勤務手当に相当する報酬、夜勤手当に相当する報酬若しくは休日給に相当する報酬の額の算出に係る勤務一時間当たりの報酬の額及び条例第七条の規定により支給する超過勤務手当、夜勤手当若しくは休日給の額の算出に係る勤務一時間当たりの給与額は、それぞれ第一号職員又は第二号職員について、第二条若しくは第三条第二項又は第十一条に規定する額を基礎として、当該第一号職員又は第二号職員の通常の勤務時間に応じて勤務一時間当たりの額として教育委員会が定めるところにより算出した額とする。

(支給方法)

**第二十七条** 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の支給方法は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の給料及び旅費支給の例による。ただし、会計年度任用学校職員の給与(期末手当を除く。)(及び通勤のための旅行に要する費用弁償の支給日は、その月の翌月の十五日(その日が職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号)第一条の二各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める日)とするものとする。

(雑則)

**第二十八条** この規則により難しい事情があると認められるときは、教育委員会は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別段の定めをすることができる。

## 附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
	(非常勤職員の給与) <b>第二十三条</b> 非常勤職員の給与については、教育長が定めるものとする。